

グリーン調達ガイドライン

株式会社ナカニシ



目次

はじめに.....	2
-----------	---

目的および適用範囲	2
-----------------	---

グリーン調達目的

グリーン調達の適用範囲

グリーン調達要求事項.....	3
-----------------	---

納入品の環境負荷低減および化学物質管理

物質含有情報の管理の考え方

化学物質含有情報に変更が生じた場合

グリーン調達ガイドラインの改訂について	4
---------------------------	---

問合せ窓口	4
-------------	---

別表 1 使用禁止物質一覧

別表 2 使用禁止物質 / 物質群リスト

別表 3 使用禁止物質 / 化学物質一覧（CAS 番号一覧）

別表 4 使用禁止物質 / 化学物質一覧（REACH 規則 制限対象物質）

別表 5 使用管理物質・化学物質一覧

別表 6 「使用禁止物質」不使用保証書

はじめに

株式会社ナカニシは、超高速回転機器製品などの開発設計・製造・販売・サービスすべての企業活動において、環境負荷を低減し、自然との調和、健康的で豊かな社会づくりを目指すことを経営の基本におき、環境活動を推進しております。

株式会社ナカニシでは、環境方針を定め、すべての事業プロセスで、すべての製品・活動を通して、一体とした環境配慮に取り組めます。

このような考えのもと、中長期的な指標を明確化し、具体的な活動項目とその目標値を管理しています。その中で、私たちが取り組むべき課題には多種多様な物がありますが、製品を「つくる」段階から、ユーザー様が「つかう」段階、そして役割を果たした後に再び資源として「いかす」「かえす」段階まで、さまざまな環境影響を製品のライフサイクル全体で総合的に評価する必要があります。株式会社ナカニシでは、「つくる」段階での取組みのひとつとして、グリーン調達を推進しております。

グリーン調達とは、積極的に環境保全を推進している取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料を調達することです。有害化学物質等の環境負荷・リスクの低減を考慮した事業活動を進めるためには、サプライチェーン全体にわたる活動が不可欠であり、ビジネスパートナーである取引先様のご協力が欠かせません。取引先の皆さまには、持続可能な社会構築に向けて、グリーン調達へのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

株式会社ナカニシ
総務部 EMS 課

目的および適用範囲

■ グリーン調達の目的

地球温暖化、資源の枯渇、生態系の破壊など、さまざまな環境課題が深刻化する中、企業の環境負荷低減への要請や期待はますます高まっています。

株式会社ナカニシでは、開発設計・製造・販売・サービスなどのすべての事業活動を通して、製品のライフサイクルにおける環境負荷の低減を目指すものづくりを推進し、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

グリーン調達は、この活動の一環として、積極的に環境保全活動に取り組んでいる取引先様から、化学物質の適正使用、生態系の保全、省エネルギー、省資源、再生・分解・処理の容易性を考慮した、環境負荷のより少ない製品・サービスを調達することが目的です。

■ グリーン調達の適用範囲

当社製品に関わる下記納入品に適用いたします。

- ・ 製品（完成品、半完成品）
- ・ 部品（電気 / 電子部品、機構部品、その他）
- ・ 材料（金属、樹脂材料、その他）
- ・ 副資材（接着剤、シリコン、塗料、インキ、はんだ、その他）
- ・ 包装、梱包、印刷物（トレイ、袋、緩衝材、テープ、印刷インキ、その他）
- ・ 取扱い説明書（製品に同梱される取扱説明書）

グリーン調達要求事項

株式会社ナカニシは、グリーン調達推進のために、取引先様にグリーン調達への理解をいただき、以下、二つの事項についてご協力をお願いいたします。

- ・取引先様が積極的に環境保全活動に取り組んでいただくこと
- ・株式会社ナカニシへ納入いただく製品（納入品）・材料などの環境負荷低減が配慮されていること

具体的には、以下の「取引先様へのお願い事項」、「納入品の環境負荷低減および化学物質管理」よりご確認をお願いいたします。

■ 納入品の環境負荷低減および化学物質管理

環境負荷低減について

株式会社ナカニシへの納入品については、以下の環境パフォーマンス向上を目的とした項目にしたがって、取り組んでいただきますようお願いいたします。なお、取引先様が調達される原材料や部品などについても、同様のご配慮を賜りたく、よろしくお願いいたします。

- ・CO2 排出量の低減
- ・産業廃棄物発生量の低減
- ・化学物質の使用の適正化
- ・製品、材料などに関する環境情報の提供

定期的にデータ等の要求は行いませんが、実地監査等による取引先様へ訪問時に推進状況を確認させていただきます。

化学物質の情報管理について

株式会社ナカニシは、サプライヤーの皆さまのご支援を頂戴し、環境に配慮した製品を社会にお届けしております。サプライチェーン上流の取引先様の状況について、調査にご協力いただきますようによりしくお願いいたします。当社では、顧客要求および医療機器関連の法規制等を順守し、管理対象の化学物質を「使用禁止物質」と「使用管理物質」の2つに分けて、納入品に含有される化学物質の情報を取りまとめております。

- ・使用禁止物質・・・別表 1, 2, 3, 4 参照
- ・使用管理物質・・・別表 5 参照

また、最終的に納入品に含有していない場合でも、納品までの製造・貯蔵・輸送等の段階で使用される化学物質について、調査をお願いする場合がございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

化学物質含有調査について

株式会社ナカニシでは、取引先様へ環境に対する配慮のご協力をお願いしております。製品含有化学物質に関しましては、化学物質の不含有を保証していただきます。取引先様において、製品への化学物質の不含有が購入仕様条件として提示された際は、別表 6「使用禁止物質」不使用保証書と chemSHERPA (AI) シートのご提示をお願いいたします。

なお、「不含有」とは、均質材料中に「意図的な添加」または「不純物等の非意図的混入」にかかわらず、当該化学物質の含有が無い、または、所定のしきい値以下であることが、合理的な手続きにより明確になっている場合を指します。

a) ご提出いただく資料・データ

株式会社ナカニシでは、製品含有化学物質を管理するフォーマットについて、取引先様の使い勝手を第一に、産業界に広く採用されているフォーマットへ柔軟な対応を図っています。当社では、現在下記フォーマットでの提出を基本としております。

< 調査フォーマット >

chemSHERPA (AI ファイル)、別紙 6「使用禁止物質」不使用保証書

※ chemSHERPA: JAMP が提供する化学物質情報伝達フォーマットです。

chemSHERPA (AI ファイル) は成形品に含有する化学物質を扱う調査フォーマットです。

※必要に応じて SDS (安全データシート) や部品質量などの情報を依頼させていただく場合があります。

b) 不使用保証書

別表 1「使用禁止物質一覧」を参照いただき、別表 6「使用禁止物質」不使用保証書の提出をお願いいたします。

また、別表 6「使用禁止物質」不使用保証書には、報告対象の当社品番の特定ができる情報を記載いただきますようお願いいたします。

化学物質含有情報管理の考え方

別表 1「使用禁止物質一覧」については、国内外の法規制等により使用が原則的に禁止されておりますので、「不含有」を順法の視点から保証していただく必要があります。別表 5「使用管理物質一覧」については、該当する化学物質の有無にかかわらず、適切な管理が必要です。

化学物質含有情報に変更が生じた場合

納入品に関して、何らかの理由により新たな含有を追加した場合や、既に報告された内容に変更が生じた場合には、その都度速やかにご連絡をお願いいたします。

グリーン調達ガイドラインの改定について

本ガイドラインは、以下により改訂することがあります。その際には、速やかに E メールあるいは文書にてご連絡いたします。

- ・ 法規制、顧客要求事項等が変更になったとき
- ・ 1 度回答をいただいている部品に対し、法改訂等により、改定された『グリーン調達ガイドライン』を当社、生産部門よりご案内をさせていただきます。

上記の内容を踏まえて、含有情報を指定の様式を用いてご回答をお願いいたします。

問合せ窓口

株式会社ナカニシ総務部 EMS 課

TEL 0289-64-3380

別表-1
使用禁止物質一覧

EU RoHS指令物質一覧

Rev.15 (1/2 page)

No	化学物質名	参照	CAS No	含有濃度の閾値	参照法令
1	カドミウム及びその化合物	(別表2-1 参照) (別表3-1 参照)	-	100ppm以下	RoHS指令 (EU) REACH規制 Annex XV II (EU)
2	鉛及びその化合物	(別表2-2 参照) (別表3-2 参照)	-	1000ppm以下	RoHS指令 (EU) REACH規制 Annex XV II (EU)
3	水銀及びその化合物	(別表2-3 参照) (別表3-3 参照)	-	1000ppm以下	RoHS指令 (EU)
4	六価クロム化合物	(別表2-4 参照) (別表3-4 参照)	-	1000ppm以下	RoHS指令 (EU) REACH規制 Annex XV II (EU)
5	ポリ臭化ビフェニール類 (PBB類)	(別表2-5 参照) (別表3-5 参照)	-	1000ppm以下	RoHS指令 (EU) REACH規制 Annex XV II (EU) POPs規制 Annex I
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	(別表2-5 参照) (別表3-5 参照)	-	1000ppm以下	RoHS指令 (EU) 米国 有害物質規制法(TSCA)※ ¹ ※ ² DecaBDE - デカプロモジフェニルエーテル (DBDE) のみ該当
7	フタル酸-2-エチルヘキシル(DEHP)	(別表2-6 参照) (別表3-6 参照)	117-81-7	1000ppm以下	RoHS指令 (EU) ※電気・電子機器以外を除く
8	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	(別表2-6 参照) (別表3-6 参照)	85-68-7	1000ppm以下	RoHS指令 (EU) ※電気・電子機器以外を除く
9	フタル酸ジブチル(DBP)	(別表2-6 参照) (別表3-6 参照)	84-74-2	1000ppm以下	RoHS指令 (EU) ※電気・電子機器以外を除く
10	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	(別表2-6 参照) (別表3-6 参照)	84-69-5	1000ppm以下	RoHS指令 (EU) ※電気・電子機器以外を除く

■RoHS適用除外について
RoHS指令では、技術的に代替が不可能な使用用途について、禁止物質の含有を許容する「適用除外用途」が定められています。改正RoHS指令
(2011/65/EU：RoHS2) では、AnnexIIIおよびAnnexIVの2種類のリストがあります。最新版リストを確認の上、許容値以上の禁止物質の含有がないことを厳守ください。

REACH規則 制限対象物質一覧

No	化学物質名	参照	CAS No	含有判定	参照法令
10	REACH規則 附属書XVII 対象化学物質	(別表4 参照)	-	制限の条件に合致しない場合には 使用禁止	REACH規制 Annex XV II (EU)

■REACH規則 附属書XVIIについて
REACH規則第67条より、附属書XVIIに制限が規定されている物質そのものの調剤又は成形品に含まれている物質については、制限の条件に合致しない場合には製造、上市又は使用はできません。

米国TSCA（有害物質規制法）物質一覧

No	化学物質名	参照	CAS No	含有濃度の閾値	参照法令
11	リン酸トリス(イソプロピルフェニル) (PIP/PIP(3:1))	(別表2-7 参照) (別表3-7 参照)	68937-41-7	使用禁止	米国 有害物質規制法(TSCA)
12	DecaBDE - デカプロモジフェニルエーテル (DBDE)	(別表2-5 参照) (別表3-5 参照)	1163-19-5	使用禁止	米国 有害物質規制法(TSCA) RoHS指令 (EU) 「第一種特定化学物質」
13	ヘキサクロブタジエン (HCBD)	(別表2-8 参照) (別表3-8 参照)	87-68-3	使用禁止	米国 有害物質規制法(TSCA) 「第一種特定化学物質」
14	ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	(別表2-9 参照) (別表3-9 参照)	133-49-3	10000ppm以下	米国 有害物質規制法(TSCA)
15	2,4,6-トリス(tert-ブチル)フェノール (TTBP)	(別表2-10 参照) (別表3-10 参照)	732-26-3	3000ppm以下	米国 有害物質規制法(TSCA) 「第一種特定化学物質」

■米国TSCA適用除外について
米国TSCAでは、PBT物質および当該物質を含有する製品／成形品の製造、輸入、加工及び商業的流通に関する活動を許容する「適用除外」が定められています。
TSCA（有害物質規制法）第6条に基づく特定化学物質および混合物の規制を確認の上、禁止事項の対象外に該当されることの確認を厳守ください。

■ 使用禁止物質

Rev.15 (2/2 page)

No	化 学 物 質 名	参 照	CAS No	含有濃度の閾値	参照法令
16	アスベスト類	(別表2-11 参照) (別表3-11 参照)	-	意図的な使用禁止	REACH規制 Annex XV II (EU)
17	有機錫化合物：トリブチルスズ類(TBT)、 トリフェニルスズ類(TPT)	(別表2-12 参照) (別表3-12 参照)	-	意図的な使用禁止かつ、 スズとして1000ppm以下	第一種特定化学物質 REACH規制 Annex XV II (EU)
18	ジブチルスズ化合物 (DBT類) 、 ジオクチルスズ化合物 (DOT類)	(別表2-13、2-14 参照) (別表3-13、3-14 参照)	-	スズとして1000ppm以下	REACH規制 Annex XV II (EU)
19	有機錫化合物：酸化トリブチル錫類(TBTO)	(別表2-15 参照) (別表3-15 参照)	56-35-9	意図的な使用禁止	第一種特定化学物質 REACH規制 Annex XV II (EU)
20	デカ－BDE	(別表2-5 参照) (別表3-5 参照)	1163-19-5	意図的な使用禁止	REACH規制 Annex XV II (EU)
21	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類)	(別表2-16 参照) (別表3-16 参照)	-	意図的な使用禁止	第一種特定化学物質 REACH規制 Annex XV II (EU) POPs規制 No.2019/1021 (EU)
22	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT類)	(別表2-17 参照) (別表3-17 参照)	61788-33-8	意図的な使用禁止かつ、50ppm以下	REACH規制 Annex XV II (EU)
23	ポリ塩化ナフタレン類 (塩素数が2以上の物質)	(別表2-18 参照) (別表3-18 参照)	-	意図的な使用禁止	第一種特定化学物質 REACH規制 Annex XV II (EU) POPs規制 No.2019/1021 (EU)
24	短鎖型塩化パラフィン	(別表2-19 参照) (別表3-19 参照)	-	意図的な使用禁止かつ、1000ppm以下	第一種特定化学物質 REACH規制 Annex XV II (EU) POPs規制 No.2019/1021 (EU)
25	特定アミンを生成するアゾ染料・顔料	(別表2-20 参照) (別表3-20 参照)	-	繊維・皮革製品として30ppm以下	REACH規制 Annex XV II (EU)
26	オゾン層破壊物質 (HCFCを除く)	(別表2-21 参照) (別表3-21 参照)	-	意図的な使用禁止	オゾン層保護法(日本) モントリオール議定書
27	パーフルオロオクタンスルホン塩酸 (PFOS)	(別表2-22 参照) (別表3-22 参照)	-	意図的な使用禁止かつ、1000ppm以下	第一種特定化学物質 POPs規制 No.2019/1021 (EU)
28	ペルフルオロオktan酸 (PFOA)	(別表2-23 参照) (別表3-23 参照)	-	意図的な使用禁止かつ、 PFOA及びその塩として0.025ppm以下 PFOA関連物質の合計濃度1ppm以下	第一種特定化学物質 REACH規制 Annex XV II (EU) POPs規制 No.2019/1021 (EU)
29	フッ素系温室効果ガス (HFC、PFC、SF6)	(別表2-24 参照) (別表3-24 参照)	-	意図的な使用禁止	『Fガス規制 No.517/2014 (EU) 』
30	ヘキサクロロベンゼン (HCB)	(別表2-25 参照) (別表3-25 参照)	-	意図的な使用禁止	第一種特定化学物質 REACH規制 (EU) CLP規則 POPs規制 No.2019/1021 (EU)
31	放射性物質	(別表2-26 参照)	-	意図的な使用禁止	『放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律』
32	特定ベンゾトリアゾール	(別表2-27 参照) (別表3-26 参照)	3846-71-7	意図的な使用禁止	第一種特定化学物質
33	ジメチルホルマート (DMF)	(別表2-28 参照) (別表3-27 参照)	624-49-7	意図的な使用禁止かつ、0.1ppm以下	REACH規制 Annex XV II (EU)
34	ホルムアルデヒド	(別表2-29 参照) (別表3-28 参照)	50-00-0	繊維製品として、75ppm以下	米国 有害物質規制法(TSCA) オーストラリア BGB I 1990/194:ホルムアルデヒド規制
35	C9-C14のペルフルオロカルボン酸 と その塩およびC9-C14 PFCA 関連物質 (PFCA)	(別表2-31 参照) (別表3-29 参照)	-	意図的な使用禁止かつ、 PFCA及びその塩として0.025ppm以下 PFCA関連物質の合計濃度0.26ppm以下	REACH規制 Annex XV II (EU)
36	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) と その塩およびPFHxS関連物質	-	-	今後の法規制動向に応じて設定	2019年10月のPOPs条約残留性有機汚染物質検討委員会 (POPRC) で廃絶を勧告

別表-2

使用禁止物質/物質群リスト

■ EU RoHS指令物質/物質群リスト

表 2- 1

Rev.15 (1/5 page)

物質/物質群名： カドミウム及びその化合物	
規制対象	
適用除外に示す用途以外のすべての用途（包装材に関しては、表 2- 30 参照）	
[用途・使用例] プラスチック（ゴム、フィルムを含む）に用いられる安定剤、顔料、染料、塗料、インキ、蛍光体、合金、包装材 など	
適用除外	- 電池 ^{*1} の材料としての用途 ^{*2} （欧州電池指令による）

*1： 電池（一次電池）、蓄電池（二次電池）及び電池パック

*2： 電池に関しては、個別に法令を確認し対応すること

表 2- 2

物質/物質群名： 鉛及びその化合物	
規制対象	
適用除外に示す用途以外のすべての用途（包装材に関しては、表 2- 30 参照）	
[用途・使用例] 塗料、顔料、染料、インキ、プラスチック（ゴムを含む）材料中の安定剤、部品の外部電極、リード端子等のはんだ処理、包装材 など	
適用除外	- 欧州RoHS指令の適用除外が認められている使用可能用途（将来的に認められる使用可能用途を含む）に限り、含有禁止の除外とします。 - 電池 ^{*1} の材料としての用途 ^{*2} （欧州電池指令による）

*1： 電池（一次電池）、蓄電池（二次電池）及び電池パック

*2： 電池に関しては、個別に法令を確認し対応すること

表 2- 3

物質/物質群名： 水銀及びその化合物	
規制対象	
適用除外に示す用途以外のすべての用途（包装材に関しては、表 2- 30 参照）	
[用途・使用例] 塗料、顔料、染料、インキ、時計等のインジゲータ、水銀を接点に用いたりレー、スイッチ、センサー、プラスチックへの調剤、包装材 など	
適用除外	- 欧州RoHS指令の適用除外が認められている使用可能用途（将来的に認められる使用可能用途を含む）に限り、含有禁止の除外とします。 - 水銀電池を除く電池 ^{*1} の材料としての用途 ^{*2} （欧州電池指令による）

*1： 電池（一次電池）、蓄電池（二次電池）及び電池パック

*2： 電池に関しては、個別に法令を確認し対応すること

表 2- 4

物質/物質群名： 六価クロム化合物	
規制対象	
(1) 皮膚に接触する皮革製品及び皮革部品 (2) 上記以外：適用除外に示す用途以外のすべての用途 （包装材に関しては、表 2- 30 参照）	
[用途・使用例] 防錆処理、樹脂、塗料、顔料、インキ、包装材、革など	
適用除外	- 欧州RoHS指令の適用除外が認められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とします。 - 電池 ^{*1} の材料としての用途 ^{*2} （欧州電池指令による）

*1： 電池（一次電池）、蓄電池（二次電池）及び電池パック

*2： 電池に関しては、個別に法令を確認し対応すること

表 2- 5

Rev.15 (2/5 page)

物質/物質群名： 特定臭素系難燃剤（PBB、PBDE） （Deca BDE（デカブロモジフェニルエーテル）を含む、すべてのPBB、PBDE）
規制対象
すべての用途 <EU RoHS指令>対象の製品、部品、デバイスは合計で1000ppm以上を含有してはならない。 PBDEは、EU RoHS指令対象外の成形品（電池 ^{*1} の材料としての用途 ^{*2} 、包装材、玩具・育児用品など）は、PBDEの合計で500ppm以上を含有してはならない。 <米国TSCA>有害物質規制法第6 条に基づく特定化学物質および混合物の規制- § 751.403に示す用途以外のすべての用途に含有してはならない。

*1： 電池（一次電池）、蓄電池（二次電池）及び電池パック

*2： 電池に関しては、個別に法令を確認し対応すること

表 2- 6

物質/物質群名： フタル酸エステル（4種） ー フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（DEHP ^{*1} ） フタル酸ブチルベンジル（BBP） フタル酸ジブチル（DBP） フタル酸ジイソブチル
規制対象
EU RoHS指令対象の製品、部品、デバイスは、1種で1000ppm以上を含有してはならない。 EU REACH規制 Annex XVIIのフタル酸エステル類に関する制限条項対象製品 （電池 ^{*2} の材料としての用途、包装材 ^{*3} 、玩具・育児用品など）は、4種の合計で1000ppm以上を含有してはならない。 [用途・使用例] ゴム、エラストマー、樹脂（特にポリ塩化ビニル）用可塑剤、塗料、インク、接着剤用添加剤

*1： 特に原料メーカーでは、別名のDOP（フタル酸ジオクチル）が使われるため注意

*2： 電池（一時電池）、蓄電池（二次電池）および電池パック

*3： 包装材は、EU REACH規制の対象となるため、4種の合計濃度で規制されることに注意

■ 米国TSCA 物質/物質群リスト

表 2- 7

物質/物質群名： りん酸トリス(イソプロピルフェニル（PIP/PIP(3:1)）
規制対象
有害物質規制法第6 条に基づく特定化学物質および混合物の規制- § 751.407に示す用途以外のすべての用途 [用途・使用例] ポリ塩化ビニル(PVC)プラスチック、ポリウレタン、BPAエポキシ、および潤滑剤における難燃剤

表 2- 8

物質/物質群名： ヘキサクロロブタジエン（HCBd）
規制対象
すべての用途 [用途・使用例] 廃燃料の燃焼時に用いられるハロゲン化脂肪族炭化水素

表 2- 9

物質/物質群名： ペンタクロロチオフェノール（PCTP）
規制対象
すべての用途 [用途・使用例] ブタジエンゴム、イソpreneゴム

表 2- 10

物質/物質群名： 2,4,6-トリス(tert-ブチル)フェノール（TTBP）
規制対象
すべての用途 [用途・使用例] 潤滑剤、メンテナンス用オイル

■ 使用禁止物質一覧

表 2- 11

Rev.15 (3/5 page)

物質/物質群名： アスベスト類
規制対象
すべての用途
[用途・使用例] ガスケット（シーリング材）、絶縁体、充填剤、研磨剤、顔料、塗料、タルク、断熱材

表 2- 12

物質/物質群名： トリブチルスズ類（TBT）、トリフェニルスズ類(TPT)
規制対象
すべての用途
[用途・使用例] 塗料、顔料、防腐剤、安定剤

表 2- 13

物質/物質群名： ジブチルスズ化合物（DBT類）
規制対象
すべての用途
[用途・使用例] 防腐剤、抗真菌剤、塗料、顔料、防汚剤、発泡剤、溶剤クリーナー

表 2- 14

物質/物質群名： ジオクチルスズ化合物（DOT類）
規制対象
次の用途
ー 皮膚に触れる繊維

表 2- 15

物質/物質群名： 酸化トリブチル錫類（TBTO）
規制対象
すべての用途
[用途・使用例] 防腐剤、抗真菌剤、塗料、顔料、防汚剤、発泡剤、溶剤クリーナー

表 2- 16

物質/物質群名： ポリ塩化ビフェニル類（PCB）類
規制対象
すべての用途
[用途・使用例] 絶縁油、潤滑油、電気絶縁材、溶媒、電解液、可塑剤、難燃剤、電線とケーブル用コーティング剤、誘電体シーラント

表 2- 17

物質/物質群名： ポリ塩化ターフェニル（PCT）類
規制対象
すべての用途
[用途・使用例] 絶縁油、潤滑油、電気絶縁材、溶媒、電解液、可塑剤、難燃剤、電線とケーブル用コーティング剤、誘電体シーラント

表 2- 18

Rev.15 (4/5 page)

物質/物質群名： ポリ塩化ナフタレン類（塩素数が2以上の物質）
規制対象
すべての用途
[用途・使用例] 潤滑剤、塗料、安定剤(電気特性、耐炎剤、耐水性) 絶縁材、難燃剤

表 2- 19

物質/物質群名： 短鎖型塩化パラフィン（C10- 13）（short-chain chlorinated paraffins; SCCPs）
規制対象
すべての用途
[用途・使用例] ポリ塩化ビニル（PVC）用可塑剤、難燃剤

表 2- 20

物質/物質群名： 特定アミンを形成するアゾ染料、顔料
規制対象
人の皮膚または口腔に直接かつ長時間接触する可能性がある織物、革製品

表 2- 21

物質/物質群名： オゾン層破壊物質（HCFCを除く）
規制対象
すべての用途

表 2- 22

物質/物質群名： パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩
規制対象
すべての用途

表 2- 23

物質/物質群名： ペルフルオロオクタン酸（PFOA）、その塩およびPFOA関連物質 （別名：パーフルオロオクタン酸（PFOA）、その塩およびPFOA関連物質）
規制対象
PFOA、その塩およびPFOA関連物質が含有。（適用除外に示す用途以外のすべての用途）
[用途・使用例] フッ素樹脂／ゴム、フッ素コーティング、半導体露光工程での反射防止剤

表 2- 24

物質/物質群名： フッ素系温室効果ガス（HFC、PFC、SF6）
規制対象
HFC、PFC、SF6を含む製品
個別用途毎にHFC、PFC、SF6のGWP（地球温暖化係数）によって規制される
[用途・使用例] ーHFC、PFC、SF6を使用して製造した押出ポリスチレンフォーム、硬質ポリウレタンフォーム、高圧ポリウレタンスプレーフォーム、 低圧ポリウレタンスプレーフォーム

表 2- 25

物質/物質群名： ヘキサクロロベンゼン（HCB）
規制対象
すべての用途
[用途・使用例] ポリ塩化ビニールの可塑剤等

表 2- 26

Rev.15 (5/5 page)

物質/物質群名： 放射性物質
規制対象
すべての用途

表 2- 27

物質/物質群名： 特定ベンゾトリアゾール
規制対象
すべての用途

表 2- 28

物質/物質群名： ジメチルフマレート (Dimethylfumarate; DMF)
規制対象
すべての用途
[用途・使用例] 防湿材、防カビ剤

表 2- 29

物質/物質群名： ホルムアルデヒド
規制対象
パーティクルボード、MDF (Medium Density Fiberboard: 中密度繊維版) などを用いた木工の製品および部品 ー 繊維中のホルムアルデヒドの含有については、オーストリアで規制 (Austria - BGB I 1990/ 194: Formaldehydverordnung, 規制値 = 75ppm) があるため、欧州向けの該当する製品は、規制内容を確認の上、個別に対応すること

表 2- 30

物質/物質群名： 四重金属 (カドミウム、鉛、六価クロム、水銀)
規制対象
適用除外に示す用途以外のすべての包装材用途
[用途・使用例] 顔料、染料、塗料、インキ、バックング材、粘着材、ステーブル、ラベルなど
適用除外 パレットなど、クローズドループで再利用されることが明確になっている場合* ¹
*1: 四重金属の含有が100ppmを超えた包装材をクローズドループで再利用する場合、米国特定州 包装材重金属規制では届出責務等が発生するので、個別に確認し対応すること。

表 2- 31

物質/物質群名： C9-C14のペルフルオロカルボン酸とその塩およびC9-C14 PFCA 関連物質 (PFCA)
規制対象
C9-C14のPFCA、その塩およびC9-C14のPFCA関連物質が含有。(適用除外に示す用途以外のすべての用途)
[用途・使用例] フッ素樹脂 / ゴム、フッ素コーティング

別表-3
使用禁止物質/化学物質一覧（CAS番号一覧）

■ EU RoHS指令物質/物質群リスト

表 3- 1

Rev.15 (1/7 page)

物質/物質群名： カドミウム及びその化合物			
CAS番号一覧			
大分類	物質名	Chemical Formula	CAS No.
金属類化合物	カドミウム	Cd	7440-43-9
	酸化カドミウム	CdO	1306-19-0
	硫化カドミウム	CdS	1306-23-6
	塩化カドミウム	CdCl ₂	10108-64-2
	硫酸カドミウム	CdSO ₄	10124-36-4
	その他のカドミウム化合物	—	—

表 3- 2

物質/物質群名： 鉛及びその化合物			
CAS番号一覧			
大分類	物質名	Chemical Formula	CAS No.
金属類化合物	鉛	Pb	7439-92-1
	炭酸鉛	PbCO ₃	598-63-0
	酸化鉛（IV）	PbO ₂	1309-60-0
	四酸化三鉛	Pb ₃ O ₄	1314-41-6
	硫化鉛（II）	PbS	1314-87-0
	酸化鉛（II）	PbO	1317-36-8
	塩基性炭酸鉛（II）	2PbCO ₃ ・Pb(OH) ₂	1319-46-6
	炭酸水酸化鉛（亜炭酸鉛）	2PbCO ₃ ・Pb(OH) ₂	1344-36-1
	硫酸鉛（II）	PbSO ₄	7446-14-2
	リン酸鉛（II）	Pb ₃ (PO ₄) ₂	7446-27-7
	クロム酸鉛	PbCrO ₄	7758-97-6
	チタン酸鉛(II)	PbTiO ₃	12060-00-3
	硫酸鉛	PbXSO ₄	15739-80-7
	三塩基性硫酸鉛	PbSO ₄ ・H ₂ O	12202-17-4
	ステアリン酸鉛	Pb(C ₁₇ H ₃₅ COO) ₂	1072-35-1
	二塩基性ステアリン酸鉛	2PbO・Pb(C ₁₇ H ₃₅ COO) ₂	56189-09-4
	酢酸鉛	C ₄ H ₆ O ₄ Pb / (CH ₃ COO) ₂ Pb	301-04-2
	酢酸鉛(II)、三水和物	Pb(CH ₃ COO) ₂ ・3H ₂ O	6080-56-4
	セレン化鉛	PbSe	12069-00-0
	硫酸モリブデン酸クロム酸鉛モリブデン赤(C.I ビグメントレッド104)	—	12656-85-8
	黄鉛(C.I ビグメントイエロー34)	—	1344-37-2
	ヒ酸鉛	Pb ₃ (AsO ₄) ₂	3687-31-8
	酸性ヒ酸鉛	AsHO ₄ Pb	7784-40-9
	その他の鉛化合物	—	—

表 3- 3

物質/物質群名： 水銀及びその化合物			
CAS番号一覧			
大分類	物質名	Chemical Formula	CAS No.
金属類化合物	水銀	Hg	7439-97-6
	塩化水銀(II)	HgCl ₂	7487-94-7
	酸化水銀(II)	HgO	21908-53-2
	塩化第2水銀	—	33631-63-9
	硫酸水銀	HgSO ₄	7783-35-9
	硝酸第2水銀	HgN ₂ O ₆ / Hg(NO ₃) ₂	10045-94-0
	硫化第2水銀	HgS	1344-48-5
	その他の水銀化合物	—	—

表 3- 4

Rev.15 (2/7 page)

物質/物質群名： 六価クロム化合物			
CAS番号一覧			
大分類	物質名	Chemical Formula	CAS No.
金属類化合物	重クロム酸ナトリウム	Na ₂ Cr ₂ O ₇	10588-01-9
	酸化クロム	CrO ₃	1333-82-0
	クロム酸カルシウム	CaCrO ₄	13765-19-0
	クロム酸鉛	PbCrO ₄	7758-97-6
	重クロム酸カリウム	K ₂ Cr ₂ O ₇	7778-50-9
	クロム酸カリウム	K ₂ CrO ₄	7789-00-6
	クロム酸バリウム	BaCrO ₄	10294-40-3
	クロム酸ナトリウム	Na ₂ CrO ₄	2146108
	クロム酸ストロンチウム	SrCrO ₄	2151068
	その他の六価クロム化合物	—	—

表 3- 5

物質/物質群名： 特定臭素系難燃剤（PBB、PBDE） （Deca BDE（デカブロモジフェニルエーテル）を含む、すべてのPBB、PBDE）			
CAS番号一覧			
大分類	物質群	Chemical Formula	CAS No.
ハロゲン系 有機化合物	ポリ臭化ビフェニル類 （PBB類）	C ₁₂ H ₆ Br ₂ (10-X)	—
		C ₁₂ H ₉ Br	2052-07-5
		C ₁₂ H ₉ Br	2113-57-7
		C ₁₂ H ₉ Br	92-66-0
		C ₁₂ H ₈ Br ₂	92-86-4
		C ₁₂ H ₇ Br ₃	59080-34-1
		C ₁₂ H ₆ Br ₄	40088-45-7
		C ₁₂ H ₅ Br ₅	56307-79-0
		C ₁₂ H ₄ Br ₆	59080-40-9
		C ₁₂ H ₄ Br ₆	36355-01-8
		C ₁₂ H ₃ Br ₇	35194-78-6
		C ₁₂ H ₂ Br ₈	61288-13-9
		C ₁₂ HBr ₉	27753-52-2
		C ₁₂ Br ₁₀	13654-09-6
	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE類）	C ₁₂ H ₆ Br ₂ (10-X)O	—
		C ₁₂ Br ₁₀ O	1163-19-5
		C ₁₂ H ₂ Br ₈ O	32536-52-0
		C ₁₂ H ₄ Br ₆ O	36483-60-0
		C ₁₂ H ₅ Br ₅ O	32534-81-9
		C ₁₂ H ₉ BrO	101-55-3
		C ₁₂ H ₈ Br ₂ O	2050-47-7
		C ₁₂ H ₇ Br ₃ O	49690-94-0
		C ₁₂ H ₆ Br ₄ O	40088-47-9
		C ₁₂ H ₃ Br ₇ O	68928-80-3
		C ₁₂ HBr ₉ O	63936-56-1

表 3- 6

物質/物質群名： フタル酸エステル（4種）			
— フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（DEHP） — フタル酸ブチルベンジル（BBP） — フタル酸ジブチル（DBP） — フタル酸ジイソブチル（DIBP）			
CAS番号一覧			
大分類	物質名	Chemical Formula	CAS No.
その他	フタル酸ジブチル	C ₁₆ H ₂₂ O ₄	84-74-2
	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	C ₂₄ H ₃₈ O ₄	117-81-7
	フタル酸ジイソノニル	C ₂₄ H ₃₈ O ₄	28553-12-0
	フタル酸ジイソデシル	C ₂₈ H ₄₆ O ₄	26761-40-0
	フタル酸ブチルベンジル	C ₁₉ H ₂₀ O ₄	85-68-7
	フタル酸ジ-n-オクチル	C ₁₈ H ₃₄ （COO（CH ₂ ） ₇ CH ₃ ） ₂	117-84-0
	フタル酸ジイソブチル	（C ₆ H ₄ ）（COOCH ₂ CH（CH ₃ ） ₂ ） ₂	84-69-5
	フタル酸ジ-n-ヘキシル	C ₂₀ H ₃₀ O ₄	84-75-3

■ 米国TSCA 物質/物質群リスト

表 3- 7

Rev.15 (3/7 page)

物質/物質群名： リン酸トリス(イソプロピルフェニル) (PIP/PIP(3:1))			
CAS番号一覧			
大分類	物質名	Chemical Formula	CAS No.
金属類化合物	リン酸トリス(イソプロピルフェニル)	C ₂₇ H ₃₃ O ₄ P	68937-41-7

表 3- 8

物質/物質群名： ヘキサクロロブタジエン (HCBd)			
CAS番号一覧			
大分類	物質名	Chemical Formula	CAS No.
金属類化合物	ヘキサクロロブタジエン	C ₄ Cl ₆ (260.76)	87-68-3

表 3- 9

物質/物質群名： ペンタクロロチオフェノール (PCTP)			
CAS番号一覧			
大分類	物質名	Chemical Formula	CAS No.
金属類化合物	ペンタクロロチオフェノール	C ₆ HCl ₅ S	133-49-3

表 3- 10

物質/物質群名： 2,4,6-トリス(tert-ブチル)フェノール (TTBP)			
CAS番号一覧			
大分類	物質名	Chemical Formula	CAS No.
金属類化合物	2,4,6-トリス(tert-ブチル)フェノール	C ₁₈ H ₃₀ O (262.44)	732-26-3

■ 使用禁止物質一覧

表 3- 11

物質/物質群名： アスベスト類			
CAS番号一覧			
大分類	物質名	Chemical Formula	CAS No.
その他	アクチノイト	—	77536-66-4
	アモサイト	—	12172-73-5
	アンソフィライト	—	77536-67-5
	クリソタイル	—	12001-29-5
	クロシドライト	—	12001-28-4
	トレモライト	—	77536-68-6
	その他のアスベスト類	—	—

表 3- 12

物質/物質群名： トリブチルスズ類 (TBT)、トリフェニルスズ類(TPT)			
CAS番号一覧			
大分類	物質名	Chemical Formula	CAS No.
金属類化合物	ビス(トリブチルスズ)=マレアート	C ₂ H ₂ (COO) ₂ ((C ₄ H ₉) ₃ Sn) ₂	14275-57-1
	トリブチルスズ=クロリド	(C ₄ H ₉) ₃ SnCl	1461-22-9
	トリブチルスズ=シクロペンタンカルボキシレート及びこの類縁化合物の混合物	(C ₄ H ₉) ₃ SnCO ₃ C ₅ H ₉	—
	トリブチルスズ=1,2,3,4,4a,5,6,10,10a-デカヒドロ-7-イソプロピル-1,	—	—
	その他のトリブチルスズ類 (T B T s)、トリフェニルスズ類 (T P T s)	—	—

表 3- 13

物質/物質群名： ジブチルスズ化合物			
CAS番号一覧			
大分類	物質名	Chemical Formula	CAS No.
金属類化合物	ジブチル二塩化スズ	C ₈ H ₁₈ Cl ₂ Sn	683-18-1
	ジブチルスズジラウレート	C ₃₂ H ₆₄ O ₄ Sn	77-58-7
	ジブチルスズマレート	C ₁₂ H ₂₀ O ₄ Sn	78-04-6
	ジブチルスズオキシド	C ₈ H ₁₈ O ₂ Sn	818-08-6
	ジブチルスズジアセテート	C ₁₂ H ₂₄ O ₄ Sn	1067-33-0
	ジブチルスズ (メルカプト酢酸 2-エチルヘキシル)	C ₂₈ H ₅₆ O ₄ S ₂ Sn	10584-98-2
	ジブチルスズビス (メルカプト酢酸イソオクチル)	C ₂₈ H ₅₆ O ₄ S ₂ Sn	25168-24-5

表 3- 14

Rev.15 (4/7 page)

物質/物質群名： ジオクチルスズ化合物			
CAS番号一覧			
大分類	物質名	Chemical Formula	CAS No.
金属類化合物	ジオクチルスズオキシド (DOTO)	C16H34OSn	870-08-6
	ジオクチルニ塩化スズ (DOTC)	C16H34Cl2Sn	3542-36-7
	ジオクチルスズジラウラート (DOTL)	C40H80O4Sn	3648-18-8
	ジオクチルスズビス(2-エチルヘキシルマレート)	C40H72O8Sn	10039-33-5
	ジオクチルスズビス(メルカプト酢酸2-エチルヘキシル) (DOT(EHTG))	C36H72O4S2Sn	15571-58-1
	ジオクチルスズマレート (DOTM)	C20H36O4Sn	16091-18-2
	ジオクチルスズビス(メルカプト酢酸イソオクチル) (DOT(IOTG))	C36H72O4S2Sn	26401-97-8
	ジオクチルスズビス(ブチルマレート)	C32H56O8Sn	29575-02-8
	ジオクチルスズビス(エチルマレート)	C28H48O8Sn	68109-88-6
	ジオクチルスズメルカプト酢酸	C18H36O2SSn	15535-79-2
	ジオクチルスズ 3-メルカプトプロピオン酸	C19H38O2SSn	3033-29-2

表 3- 15

物質/物質群名： 酸化トリブチル錫類 (TBTO)			
CAS番号一覧			
大分類	物質名	Chemical Formula	CAS No.
金属類化合物	ビス (トリブチルスズ) = オキシド	O(Sn(C4H9)3)2	56-35-9

表 3- 16

物質/物質群名： ポリ塩化ビフェニル類 (PCB) 類			
CAS番号一覧			
大分類	物質名	Chemical Formula	CAS No.
ハロゲン系 有機化合物	モノメチル-テトラクロロ-ジフェニルメタン (Ugilec 141)	C14H10Cl4	76253-60-60-6
	モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン (Ugilec 121、Ugilec 21)	—	81161-70-8
	モノメチル-ジブromo-ジフェニルメタン (DBBT)	—	99688-47-8
	ポリ塩化ビフェニル類	—	1336-36-3

表 3- 17

物質/物質群名： ポリ塩化ターフェニル (PCT) 類			
CAS番号一覧			
大分類	物質名	Chemical Formula	CAS No.
ハロゲン系	PCT (ポリ塩化ターフェニル)	—	61788-33-8

表 3- 18

物質/物質群名： ポリ塩化ナフタレン (塩素数が 2以上の物質)			
CAS番号一覧			
大分類	物質名	Chemical Formula	CAS No.
ハロゲン系 有機化合物	1,2-ジクロロナフタレン	C10H6Cl2	2050-69-3
	2,4-ジクロロナフタレン	C10H6Cl2	2198-75-6
	1,4-ジクロロナフタレン	C10H6Cl2	1825-31-6
	1,5-ジクロロナフタレン	C10H6Cl2	1825-30-5
	1,6-ジクロロナフタレン	C10H6Cl2	2050-72-8
	1,7-ジクロロナフタレン	C10H6Cl2	2050-73-9
	1,8-ジクロロナフタレン	C10H6Cl2	2050-74-0
	2,3-ジクロロナフタレン	C10H6Cl2	2050-75-1
	2,6-ジクロロナフタレン	C10H6Cl2	2065-70-5
	2,7-ジクロロナフタレン	C10H6Cl2	2198-77-8
	ジクロロナフタレン	C10H6Cl2	28699-88-9

表 3- 19

Rev.15 (5/7 page)

物質/物質群名： 短鎖型塩化パラフィン（C10- 13）（short-chain chlorinated paraffins; SCCPs）			
CAS番号一覧			
大分類	物質名	Chemical Formula	CAS No.
ハロゲン系 有機化合物	1,1,1,3,5,7,9,11,11-ノナクロロウンデカン	C11H15Cl9	18993-26-5
	オクタクロロウンデカン	C11H16Cl8	36312-81-9
	1,1,1,2-テトラクロロウンデカン	C11H20Cl4	63981-28-2
	ヘプタクロロウンデカン	—	219697-10-6
	ノナクロロウンデカン	—	219697-11-7
	1,2,10,11,?,?,?-オクタクロロウンデカン	—	221174-07-8
	デカクロロウンデカン	—	276673-33-7
	1,1,1,3,6,7,10,11-オクタクロロウンデカン	—	601523-20-0
	1,1,1,3,9,11,11,11-オクタクロロウンデカン	—	601523-25-5

表 3- 20

物質/物質群名： 特定アミンを形成するアゾ染料、顔料			
CAS番号一覧			
大分類	物質名	Chemical Formula	CAS No.
ハロゲン系 有機化合物	4-アミノジフェニル	C12H11N	92-67-1
	ベンジジン	C12H12N2	92-87-5
	4-クロロ-o-トルイジン	C7H8ClN	95-69-2
	2-ナフチルアミン	C10H9N	91-59-8
	o-アミノアゾトルエン	C14H15N3	97-56-3
	5-ニトロ-o-トルイジン	C7H8N2O2	99-55-8
	4-クロロアニリン	C6H6ClN	106-47-8
	4-メトキシ-m-フェニレンジアミン	C7H10N2O	615-05-4
	4,4-ジアミノジフェニルメタン	C13H14N2	101-77-9
	3,3-ジクロロベンジジン	C12H10Cl2N2	91-94-1
	3,3-ジメトキシベンジジン	C14H16N2O2	119-90-4
	3,3-ジメチルベンジジン	C14H16N2	119-93-7
	3,3-ジメチル-4,4-ジアミノジフェニルメタン	C15H18N2	838-88-0
	p-クレイジン	C8H11NO	120-71-8
	4,4-メチレンビス-（2-クロロアニリン）	C13H12Cl2N2	101-14-4
	4,4-オキシジアニリン	C12H12N2O	101-80-4
	4,4-チオジアニリン	C12H12N2S	139-65-1

表 3- 21

物質/物質群名： オゾン層破壊物質（HCFCを除く）			
Class	例示物質名詳細	Chemical Formula	CAS No.
モントリオール 議定書付属書A Class I	CFC-11	CFCl3	—
	CFC-12	CHF2Cl	—
	CFC-113	C2F3Cl3	—
	CFC-114	C2F4Cl2	—
	CFC-115	C2F5Cl	—
Class II	halon-1211	CF2BrCl	—
	halon-1301	CF3Br	—
	halon-2402	C2F4Br2	—
モントリオール 議定書付属書B Class I	CFC-13	CF3Cl	—
	CFC-111	C2FCl5	—
	CFC-112	C2F2Cl4	—
	CFC-211	C3FCl7	—
	CFC-212	C3F2Cl6	—
	CFC-213	C3F3Cl5	—
	CFC-214	C3F4Cl4	—
	CFC-215	C3F5Cl3	—
	CFC-216	C3F6Cl2	—
	CFC-217	C3F7Cl	—
Class II	四塩化炭素	CCl4	—
Class III	1,1,1-トリクロトエタン（メチルクロロホルム）	C2H3Cl3	—

表 3- 22

Rev.15 (6/7 page)

物質/物質群名： ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）およびその塩			
CAS番号一覧			
大分類	物質名	Chemical Formula	CAS No.
その他	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）	C8HF17O3S	1763-23-1
	カリウム＝ペルフルオロオクタン-1-スルホナート	C8F17KO3S	2795-39-3
	ナトリウム＝ペルフルオロ（オクタン-1-スルホナート）	C8F17NaO3S	4021-47-0
	リチウム＝ペルフルオロオクタン-1-スルホナート	C8F17LiO3S	29457-72-5
	アンモニウム＝ペルフルオロオクタン-1-スルホナート	C8H4F17NO3S	29081-56-9
	2,2'-イミノジエタノールとペルフルオロオクタン-1-スルホン酸の化合物（1:1）	C12H12F17NO5S	70225-14-8
	テトラエチルアンモニウム＝ペルフルオロオクタン-1-スルホナート	C16H20F17NO3S	56773-42-3
	ジデカン-1-イル（ジメチル）アンモニウム＝ペルフルオロオクタン-1-スルホナート	C30H48F17NO3S	251099-16-8

表 3- 23

物質/物質群名： ペルフルオロオクタン酸（PFOA）、その塩およびPFOA関連物質			
CAS番号一覧			
大分類	物質名	Chemical Formula	CAS No.
その他	2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-ペンタデカフルオロオクタン酸	C8HF15O2	335-67-1
	アンモニウム＝2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-ペンタデカフルオロオクタノアート	C8H4F15NO2	3825-26-1
	ナトリウム＝ペンタデカフルオロオクタノアート	C8F15NaO2	335-95-5
	カリウム＝ペンタデカフルオロオクタノアート	C8F15KO2	2395-00-8
	銀(1+)＝ペンタデカフルオロオクタノアート	C8AgF15O2	335-93-3

表 3- 24

物質/物質群名： フッ素系温室効果ガス（HFC、PFC、SF6）			
CAS番号一覧			
大分類	物質名	Chemical Formula	CAS No.
その他	テトラフルオロメタン	PFC-14	75-73-0
	ヘキサフルオロエタン	PFC-116	76-16-4
	オクタフルオロプロパン	PFC-218	76-19-7
	デカフルオロブタン	PFC-31-10	355-25-9
	ドデカフルオロペンタン	PFC-41-12	678-26-2
	テトラデカフルオロヘキサン	PFC-51-14	355-42-0
	オクタフルオロシクロブタン	PFC-C318	115-25-3
	6フッ化硫黄	SF6	2551-62-4
	トリフルオロメタン	HFC-23	75-46-7
	ジフルオロメタン	HFC-32	75-10-5
	フッ化メチル	HFC-41	593-53-3
	2H,3H-デカフルオロペンタン	HFC-43-10mee	138495-42-8
	ペンタフルオロエタン	HFC-125	354-33-6
	1,1,2,2-テトラフルオロエタン	HFC-134	359-35-3
	1,1,1,2-テトラフルオロエタン	HFC-134a	811-97-2
	1,1-ジフルオロエタン	HFC-152a	75-37-6
	1,1,2-トリフルオロエタン	HFC-143	430-66-0
	1,1,1-トリフルオロエタン	HFC-143a	420-46-2
	2H-ヘプタフルオロプロパン	HFC-227ea	431-89-0
	1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236cb	677-56-5
	1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236ea	431-63-0
	1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236fa	690-39-1
	1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245ca	679-86-7
	1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245fa	460-73-1
	1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン	HFC-365mfc	406-58-6
	1,2-ジフルオロエタン	HFC-152	624-72-6
	フルオロエタン	HFC-161	353-36-6

表 3- 25

物質/物質群名： ヘキサクロロベンゼン（HCB）			
CAS番号一覧			
大分類	物質名	Chemical Formula	CAS No.
その他	ヘキサクロロベンゼン	C6Cl6	118-74-1

表 3- 26

Rev.15 (7/7 page)

物質/物質群名： 特定ベンゾトリアゾール			
CAS番号一覧			
大分類	物質名	Chemical Formula	CAS No.
その他	2- (2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-yl) -4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	C20H25N3O	3846-71-7

表 3- 27

物質/物質群名： ジメチルフマレート (Dimethylfumarate; DMF)			
CAS番号一覧			
大分類	物質名	Chemical Formula	CAS No.
その他	ジメチルフマレート	C6H8O4	624-49-7

表 3- 28

物質/物質群名： ホルムアルデヒド			
CAS番号一覧			
大分類	物質名	Chemical Formula	CAS No.
その他	ホルムアルデヒド	CH2O	50-00-0

表 3- 29

物質/物質群名： C9-C14のペルフルオロカルボン酸とその塩およびC9-C14 PFCA 関連物質 (PFCA)			
CAS番号一覧			
大分類	物質名	Chemical Formula	CAS No.
その他	ペルフルオロノナン酸	C9-PFCA	375-95-1
	ノナデカフルオロデカン酸	C10-PFCA	335-76-2
	ヘニコサフルオロウンデカン酸	C11-PFCA	2058-94-8
	トリコサフルオロドデカン酸	C12-PFCA	307-55-1
	ペンタコサフルオロトリデカン酸	C13-PFCA	72629-94-8
	ヘプタコサフルオロテトラデカン酸	C14-PFCA	376-06-7
	その他のC9-C14 PFCA 関連物質	—	—

別表-4
使用禁止物質/化学物質一覧（REACH規則 制限対象物質一覧）

※REACH規則第67条より、附属書XVIIに制限が規定されている物質そのものの調剤又は成形品に含まれている物質については、
制限の条件に合致しない場合には製造、上市又は使用はできません。
参考URL： <https://echa.europa.eu/substances-restricted-under-reach>
以下の2項はREACH規則の制限に該当します。
①製造、上市または特定の使用により受け入れがたいほどのリスクが引き起こされる場合
②これらのリスクに地域社会全体を基盤として対処する必要がある場合

REACH規則 附属書XVII（Entry 1~76） Rev.15 (1/2page)

Entry	化学物質名	CAS No
1	ポリ塩化ターフェニル(PCTs)	-
2	クロロエテン（塩化ビニルモノマー）	75-01-4
3	以下の物質もしくは混合物①1999/45/EC指令により危険と見なされるもの ②EC規則 1272/2008 附属書I の特定ハザードクラス	-
4	トリス（2,3-ジブロモプロピル）ホスフェート	126-72-7
5	ベンゼン	71-43-2
6	アスベスト繊維類	-
7	トリス（アジリジニル）ホスフィンオキサイド	545-55-1
8	ポリ臭化ビフェニル(PBB)	59536-65-1
9	Soap bark粉末（キラヤ抽出物）およびそのサポニンを含む誘導体類	68990-67-0
	ペルオキシホウ酸ナトリウム、過ホウ酸ナトリウム	7632-04-4
	Helleborus viridisとHelleborus nigerの根の粉末	-
	Veratrum albumとVeratrum nigrumの根の粉末	-
	ベンシジンおよびその誘導体	92-87-5
	o-ニトロベンズアルデヒド	552-89-6
	木の粉	-
10	硫化アンモニウム	12135-76-1
	硫化水素アンモニウム	12124-99-1
	多硫化アンモニウム	9080-17-5
11	揮発性ブロモ酢酸エステル類	-
12	2-ナフチルアミンおよびその塩	91-59-8
13	ベンジジンおよびその塩	92-87-5
14	4-ニトロビフェニル	92-93-3
15	4-アミノビフェニルおよびその塩	92-67-1
16	炭酸鉛（II）	-
17	硫酸鉛（II）	-
18	水銀化合物	-
18a	水銀	7439-97-6
19	ヒ素化合物	-
20	有機スズ化合物	-
21	ジ-μ-オキシ-ジ-n-ブチルスタニオヒドロキシボラン/ ジブチルスズホウ酸塩（DBB）	75113-37-0
23	カドミウムおよびその化合物	-
24	モノメチル-テトラクロロジフェニルメタン（商品名：Ugilec 141）	76253-60-6
25	モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン（商品名：Ugilec 121, Ugilec 21）	-
26	モノメチル-ジブロモ-ジフェニルメタン ブロモベンジルブロモトルエン異性体混合物（DBBT）	99688-47-8
27	ニッケルおよびその化合物	-
28	Regulation (EC) No 1272/2008の附属書VIPart3の発がん性分類が1Aか1B（Table3.1）、 もしくは1か2（Table3.2）の物質で以下にリストされたもの	-
29	Regulation (EC) No 1272/2008の附属書VIPart3の変異原性分類が1Aか1B（Table3.1）、 もしくは1か2（Table3.2）の物質で以下にリストされたもの	-
30	Regulation (EC) No 1272/2008の附属書VIPart3の生殖毒性分類が1Aか1B（Table3.1）、 もしくは1か2（Table3.2）の物質で以下にリストされたもの	-
31	クレオソート、洗淨油	8001-58-9
	クレオソートオイル、洗淨油	61789-28-4
	ジメチルホルムアミド; N, N-ジメチルホルムアミド	68-12-2
	蒸留物（コールタール）、ナフタレン油; ナフタレン油	84650-04-4
	クレオソート油、アセナフテン留分; 洗淨オイル	90640-84-9
	蒸留分（コールタール）、上澄み; 重アントラセンオイル	65996-91-0
	アントラセンオイル	90640-80-5
	タール酸、石炭、原油; 天然フェノール類	65996-85-2
	クレオソート、木材	8021-39-4
	低温タール油（アルカリ）、抽出残基（石炭）、低温コールタール（アルカリ）	122384-78-5

Entry	化 学 物 質 名	CAS No
32	クロロホルム	67-66-3
34	1,1,2-トリクロロエタン	79-00-5
35	1,1,2,2-テトラクロロエタン	79-34-5
36	1,1,1,2-テトラクロロエタン	630-20-6
37	ペンタクロロエタン	76-01-7
38	1,1-ジクロロエタン	75-35-4
40	引火性ガスカテゴリ－1、2、引火性液体カテゴリ－1、2、3、引火性固体カテゴリ－1、2に分類される物質。 水と接触してカテゴリ－1、2、3の引火性ガスを発する物質および混合物 (自然発火性液体カテゴリ－1か自然発火性固体カテゴリ－1)。Regulation (EC) No 1272/2008 Annex VI Part 3に関係なく。	-
41	ヘキサクロロエタン	67-72-1
43	アゾ色素、アゾ染料	-
45	オクタプロモジフェニルエーテル	-
46	ノニルフェノール	25154-52-3
46a	ノニルフェノールエトキシレート	-
47	6価クロム化合物	-
48	トルエン	108-88-3
49	トリクロロベンゼン	120-82-1
50	多環芳香族炭化水素(PAH)	-
51	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	117-81-7
	フタル酸ジブチル(DBP)	84-74-2
	フタル酸ベンジルブチル(BBP)	85-68-7
	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	84-69-5
52	フタル酸ジイソノニル(DINP)	28553-12-0 68515-48-0
	フタル酸ジイソデシル(DIDP)	26761-40-0 68515-49-1
	フタル酸ジ-n-オクチル(DNOP)	117-84-0
54	2-(2-メトキシエトキシ)エタノール(DEGME)	111-77-3
55	2-(2-ブトキシエトキシ)エタノール(DEGBE)	112-34-5
56	メチレンジイソシアネート (MDI)次に示す特定の異性体を含む	26447-40-5
	4,4'-メチレンジフェニルジイソシアネート	101-68-8
	2,4'-メチレンジフェニルジイソシアネート	5873-54-1
	2,2'-メチレンジフェニルジイソシアネート	2536-05-2
57	シクロヘキサン	110-82-7
58	硝酸アンモニウム(AN)	6484-52-2
59	ジクロロメタン	75-09-2
60	アクリルアミド	79-06-1
61	ジメチルフマレート(DMF)	624-49-7
62	酢酸フェニル水銀	62-38-4
	プロピオン酸フェニル水銀	103-27-5
	2-エチルヘキサン酸フェニル水銀	13302-00-6
	オクタン酸フェニル水銀	13864-38-5
	ネオデカン酸フェニル水銀	26545-49-3
63	鉛およびその化合物	-
64	1,4-ジクロロベンゼン	106-46-7
65	無機アンモニウム塩類	-
66	4,4'-イソプロピリデンジフェノール (ビスフェノールA、BPA)	80-05-7
68	C9-C14 直鎖分岐鎖 パーフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCAs)とその塩およびC9-C14 PFCAs関連物質	-
69	メタノール	67-56-1
70	オクタメチルシクロテトラシロキサン(D4) デカメチルシクロペンタシロキサン (D5)	-
71	1-メチル-2-ピロリドン	872-50-4
72	発がん性、変異原性、生殖毒性のカテゴリ－1 A、1 B に分類される物質、Appendix12に記載された物質。	1303-86-2
73	(3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-トリデカフルオロオクチル) シラントリオールそのモノ-、ジ-またはトリ-O-(アルキル) 誘導体 (TDFAs)	-
74	ジイソシアネート、O=C=N-R-N=C=O、R：不特定長の脂肪族もしくは芳香族炭化水素	-
75	タトゥーインクとパーマメントメイクアップに含まれる物質	-
76	N,N-ジメチルホルムアミド	-

別表-5
使用管理物質/化学物質一覧（REACH規則及びMDR対象物質一覧）

REACH規則 認可対象候補物質（SVHC） 27次

Rev.15 (1/5page)		
次	化 学 物 質 名	CAS No
1	4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MDA)	101-77-9
	2,4,6-トリニトロ-5-tert-ブチル-1,3-キシレン（ムスクキシレン）	81-15-2
	短鎖塩素化パラフィン（C10-C13）	85535-84-8
	アントラセン	120-12-7
	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	85-68-7
	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)（DEHP）	117-81-7
	ビス（トリブチルスズ）オキシド（TBTO）	56-35-9
	塩化コバルト（II）	7646-79-9
	五酸化ニヒ素	1303-28-2
	三酸化ニヒ素	1327-53-3
	フタル酸ジブチル（DBP）	84-74-2
	ヘキサブロモシクロデカン（HBCDD）	134237-52-8 134237-51-7 25637-99-4 3194-55-6 134237-50-6
	ヒ酸鉛	7784-40-9
	重クロム酸ナトリウム	10588-01-9 7789-12-0
2	ヒ酸トリエチル	15606-95-8
	2,4-ジニトロトルエン	121-14-2
	アントラセン油	90640-80-5
	アントラセン油およびベースト	90640-81-6
	アントラセン油およびベースト、留分	91995-15-2
	アントラセン油およびベースト、軽質留分	91995-17-4
	アントラセン油およびアントラセン低	90640-82-7
	フタル酸ジイソブチル（DIBP）	84-69-5
	クロム酸鉛	7758-97-6
	クロム酸モリブデン酸亜硫酸鉛赤（CIピグメントレッド104）	12656-85-8
	硫クロム酸鉛黄色（CIピグメントイエロー34）	12656-85-8
3	コールタールピッチ	65996-93-2
	トリス（2-クロロエチル）ホスフェート	115-96-8
	アクリルアミド	79-06-1
	ニクロム酸アンモニウム	7789-09-5
	ホウ酸	11113-50-1
	硼砂七酸化二ナトリウム四ホウ素、無水	10043-35-3
		12179-04-3
		1303-96-4
		1330-43-4
	クロム酸カリウム	7789-00-6
4	ニクロム酸カリウム	7778-50-9
	クロム酸ナトリウム	7775-11-3
	七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物	12267-73-1
	トリクロロエチレン	79-01-6
	2-エトキシエタノール	110-80-5
	2-メトキシエタノール	109-86-4
	クロム酸および重クロム酸のオリゴマー	7738-94-5 13530-68-2
	酸化クロム（VI）	1333-82-0
	炭酸コバルト（II）	513-79-1
	酢酸コバルト（II）	71-48-7
5	硝酸コバルト（II）	10141-05-6
	硫酸コバルト（II）	10124-43-3
	1,2,3-トリクロロプロパン	110-00-9
	ジメチルホルムアミド；N，N－ジメチルホルムアミド	68-12-2
	フタル酸ジ分岐アルキルエステル(炭素数6～8、7が主成分)	－
	1-メチル-2-ピロリドン(NMP)	－
	酢酸2-エトキシエチル	838-88-0
	ヒドラジン	302-01-2
	クロム酸ストロンチウム(II)	7803-57-8
		7789-06-2
6	1,2-ジクロロエタン	107-06-2
	2,2'-ジクロロ-4,4'-メチレンジアニリン	101-14-4
	2-メトキシアニリン： o-アニシジン	90-04-0
	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール	140-66-9

■ REACH規則 認可対象候補物質 (SVHC) 27次

Rev.15 (2/5page)

次	化学物質名	CAS No
6	アルミノシリケート耐熱セラミック繊維	-
	ヒ酸	7778-39-4
	ビス(2-メトキシエチルエーテル)	111-96-6
	フタル酸ビス(2-メトキシエチル)	117-82-8
	ヒ酸カルシウム	7778-44-1
	トリス(クロム酸)ニクロム (Ⅲ)	24613-89-6
	ホルムアルデヒドとアニリンの重合物	25214-70-4
	ニアジ化鉛(Ⅱ)、アジ化鉛(Ⅱ)	13424-46-9
	ピクリン酸鉛(Ⅱ)	6477-64-1
	鉛(Ⅱ)=2,4,6-トリニトロベンゼン-1,3-ジオラート	15245-44-0
	N, N-ジメチルアセトアミド	127-19-5
	クロム酸八水酸化五亜鉛	49663-84-5
	フェノールフタレイン	77-09-8
	ビス(クロム酸)水酸化二亜鉛(Ⅱ)カリウム	11103-86-9
	ヒ酸鉛(Ⅱ)	3687-31-8
7	ジルコニアアルミノシリケート耐熱セラミック繊維	-
	1,2-ビス-(2-メトキシエトキシ)エタン (TEGDME、トリグリム)	112-49-2
	1,2-ジメトキシエタン、エチレングリコールジメチルエーテル (EGDME)	110-71-4
	1,3,5-トリス (オキシラン-2-イルメチル) -1,3,5-トリアジナン-2,4,6-トリオン (TGIC)	2451-62-9
	1,3,5-トリス [(2S,2R) -2,3-エポキシプロピル] -1,3,5-トリアジン-2,4,6-(1H,3H,5H)-トリオン(β-TGIC)	59653-74-6
	4,4'-ビス (ジメチルアミノ) -4"- (メチルアミノ) トリチルアルコール (ミヒラーケトン(EC No. 202-027-5)、またはミヒラー塩基 (EC No.202-959-2) を0.1%以上含んでいる場合)	561-41-1
	4,4'-ビス (ジメチルアミノ) ベンゾフェノン (ミヒラーケトン)	90-94-8
	[4-[4,4'-ビス(ジメチルアミノ)ベンズヒドリデン]シクロヘキサ-2,5-ジエン-1-イリデン]	548-62-9
	ジメチルアンモニウムクロリド(C.I. ベーシックバイオレット3)	
	(ミヒラーケトン(EC No. 202-027-5)またはミヒラー塩基 (EC No. 202-959-2) を0.1%以上含んでいる場合)	
	[4-[[4-アニリノ-1-1ナフチル][4-(ジメチルアミノ) フェニル] メチレン] シクロヘキサ-2,5-ジエン-1-イリデンジメチルアンモニウムクロリド(C.I.ベーシックブルー-26)	2580-56-5
	(ミヒラーケトン(EC No. 202-027-5)、またはミヒラー塩基 (EC No. 202-959-2) を0.1%以上含んでいる場合)	
	三酸化二ホウ素	1303-86-2
	ホルムアミド	75-12-7
	鉛(Ⅱ)=ジメタンスルホナート	17570-76-2
8	N,N,N',N'-テトラメチル-4,4'-メチレンジアニリン (ミヒラー塩基)	101-61-1
	α,α-ビス[4- (ジメチルアミノ)フェニル]-4 (フェニルアミノ)ナフタレン-1-メタノール (C.I.ソルベントブルー-4)	6786-83-0
	(ミヒラーケトン(EC No. 202-027-5)またはミヒラー塩基 (EC No. 202-959-2) を0.1%以上含んでいる場合)	
	フタル酸ジベンチル (直鎖、分岐)	84777-06-0
	1,2-ジエトキシエタン	629-14-1
	1-ブロモプロパン(臭化n-プロピル)	106-94-5
	3-エチル-2-イソペンチル-2-メチル-1,3-オキサゾリジン	143860-04-2
	4,4'-メチレンジ-ο-トルイジン	838-88-0
	4,4'-オキシジアニリンとその塩	101-80-4
	エトキシ化4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール (明確に定義された物質、UVCB物質は、ポリマー及び同族体を含む)	-
	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3
	4-メチル-m-フェニレンジアミン(トルエン-2,4-ジアミン)	95-80-7
	直鎖および分岐4-ノニルフェノール (フェノールの4の位置に 直鎖又は分岐の炭素数が9のアルキル基が共有結合した物質。UVCBと明確に定義された個々の異性体とその混合物を含む。)	-
	6-メトキシ-m-トルイジン(p-クレシジン)	120-71-8
	ジオキソ (フタラト) 三鉛	69011-06-9
	塩基性酢酸鉛	51404-69-4
	ビフェニル-4-イルアミン	92-67-1
	デカブロモジフェニルエーテル(DecaBDE)	1163-19-5
	ヘキサヒドロフタル酸無水物	85-42-7
		13149-00-3
		14166-21-3
	ジアゼン-1,2-ビスカルボアミド (C,C'-アゾジ (ホルムアミド)) (ADCA)	123-77-3
	ジブチルスズジクロライド (DBTC)	683-18-1
	硫酸ジエチル	64-67-5
	フタル酸ジイソペンチル	605-50-5
	硫化ジメチル	77-78-1
	ジノセブ (6-sec-ブチル-2,4-ジニトロフェノール)	88-85-7
	ジオキソビス (ステアリン酸) 三鉛	12578-12-0
	脂肪酸鉛塩 (炭素数C16-18)	91031-62-8
	フラン	110-00-9
	パーフルオロウンデカン酸	2058-94-8
	パーフルオロテトラデカン酸	376-06-7
	メチルヘキサヒドロ無水フタル酸	48122-14-1
		25550-51-0
		19438-60-9
		57110-29-9

■ REACH規則 認可対象候補物質（SVHC）27次

Rev.15 (3/5page)

次	化学物質名	CAS No
8	四フッ化ホウ酸鉛（II）	13814-96-5
	シアナミド鉛	20837-86-9
	硝酸鉛（II）	10099-74-8
	一酸化鉛（酸化鉛(II)）	1317-36-8
	塩基性硫酸鉛	12036-76-9
	チタン酸鉛	12060-00-3
	ジルコン酸チタン酸鉛	12626-81-2
	メトキシ酢酸	625-45-6
	酸化プロピレン	75-56-9
	N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2
	N-メチルアセトアミド	79-16-3
	フタル酸N-ベンチル-イソベンチル	776297-69-9
	o-アミノアゾトルエン	97-56-3
	o-トルイジン	95-53-4
	四三酸化鉛	1314-41-6
	パーフルオロトリデカン酸	72629-94-8
	塩基性硫酸鉛	12065-90-6
	C.I.ピグメントイエロー41	8012-00-8
	ケイ酸とバリウムの塩（1：1）（鉛ドーブ）	68784-75-8
	ケイ酸と鉛の塩	11120-22-2
	塩基性亜硫酸鉛	62229-08-7
	四エチル鉛	78-00-2
	塩基性硫酸鉛	12202-17-4
	パーフルオロドデカン酸	307-55-1
9	水酸化炭酸鉛（II）	1319-46-6
	二塩基性リン酸鉛	12141-20-7
	分岐および直鎖エトキシ化4-ノニルフェノール （フェノールの4の位置で炭素数9の直鎖および／または分岐したアルキル鎖が共有結合している物質、UVCB物質および明確に定義された物質 （組成等が分かっている物質）、ポリマーおよび同族体の個々の異性体やその組み合わせのどれでも含んでエトキシ化されたものを含む）	-
	ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム(APFO)	3825-26-1
	カドミウム	7440-43-9
	酸化カドミウム	1306-19-0
10	フタル酸ジベンチル(DPP)	131-18-0
	ペンタデカフルオロオクタン酸(PFOA)	335-67-1
	硫化カドミウム	1306-23-6
	フタル酸ジヘキシル	84-75-3
	3,3'-[[1,1'-ビフェニル]]-4,4'-ジイルビス(アゾ)]ビス(4-アミノナフタレン-1-スルホネート)ニナトリウム(C.I.ダイレクトレッド28)	573-58-0
	ジナトリウム=4-アミノ-3-[4'-(2,4-ジアミノフェニルアゾ)-1,1'-ビフェニル-4-イルアゾ]-5- ヒドロキシ-6-フェニルアゾ-2,7-ナフタレンジスルホネート(C.I.ダイレクトブラック38)	1937-37-7
11	2-イミダゾリジンチオン	96-45-7
	酢酸鉛(II)	301-04-2
	リン酸トリス(ジメチルフェニル)	25155-23-1
	フタル酸ジヘキシル（分岐および直鎖）	68515-50-4
	塩化カドミウム(II)	10108-64-2
	過ホウ酸ナトリウム及びその塩	11138-47-9
12	15120-21-5	15120-21-5
	ベルオキシホウ酸ナトリウム	7632-04-4
	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル) -4,6-ジ-tert-ベンチルフェノール(UV-328)	25973-55-1
	2-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-320)	3846-71-7
	ジオクチルスズビス（2-エチルヘキシルチオグリコラート）（DOTE）	15571-58-1
	フッ化カドミウム	7790-79-6
13	硫酸カドミウム	10124-36-4
	31119-53-6	31119-53-6
	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシルと 10-エチル-4-[[2-[(2-(エチルヘキシル)オキシ]-2-オキソエチル)チオ]-4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5- ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシルの反応生成物（DOTEとMOTEの反応生成物）	-
	フタル酸ジ-C6～10-アルキルエステル or デシルヘキシルオクチルジエステル（0.3%以上のフタル酸ジヘキシルを含む場合）	68515-51-5
	5-sec-ブチル-2-（4,6-ジメチルシクロヘキサ-3-エン-1-イル）-5-メチル-1,3-ジオキサン[1]、 5-sec-ブチル-2-（4,6-ジメチルシクロヘキサ-3-エン-1-イル）-5-メチル-1,3-ジオキサン[2]（[1]と[2]の個々の立体異性体、またはその組合せも含む）	68648-93-1
	-	-
14	1,3-プロパンスルトン	1120-71-4
	2,4-ジ-tert-ブチル-6-(5-クロロベンゾトリアゾール-2-イル)フェノール（UV-327）	3864-99-1
	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-(tert-ブチル)-6-(sec-ブチル)フェノール(UV-350)	36437-37-3
	ニトロベンゼン	98-95-3
	パーフルオロノナン酸とそのナトリウム塩およびアンモニウム塩	375-95-1
	21049-39-8	21049-39-8
	4149-60-4	4149-60-4

■ REACH規則 認可対象候補物質 (SVHC) 27次

Rev.15 (4/5page)

次	化学物質名	CAS No
15	ベンゾ [a] ピレン	50-32-8
16	4,4'-プロパン-2,2'-ジイルジフェノール (ビスフェノールA、BPA)	80-05-7
	分岐および直鎖4-ヘプチルフェノール (主にフェノールの4位の位置に、炭素数7の直鎖又は分岐型アルキル鎖が共有結合している物質で、 個々の異性体やその組合せを任意に含む、UVCB及び組成が特定されている物質を対象とする)	-
	ノナデカフルオロデカン酸(PFDA)及びそのナトリウム塩、アンモニウム 塩	335-76-2
	p-(1,1-ジメチルプロピル) フェノール	80-46-6
17	パーフルオロヘキサンスルホン酸およびその塩 (PFHxS)	-
18	クリセン	218-01-9
	ベンゾ [a] アントラセン	56-55-3
	硝酸カドミウム	10325-94-7
	水酸化カドミウム	21041-95-2
	炭酸カドミウム	513-78-0
	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロベンタシクロ[12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン(デクロランプラス) の anti異性体とsyn異性体やそれらの混合物	-
19	1,3,4-チアジアゾリジン-2,5-ジチオンとホルムアルデヒドと4-ヘプチルフェノール (分岐鎖および直鎖) の反応生成物 (4-ヘプチルフェノール (分岐鎖、直鎖) を0.1w/w%以上含有する)	-
	オクタメチルシクロテトラシロキサン(D4)	556-67-2
	デカメチルシクロペンタシロキサン(D5)	541-02-6
	ドデカメチルシクロヘキサシロキサン(D6)	540-97-6
	鉛	7439-92-1
	八ホウ酸二ナトリウム	12008-41-2
	ベンゾ[ghi]ペリレン	191-24-2
	水素化テルフェニル	61788-32-7
	エチレンジアミン	107-15-3
	ベンゼン-1,2,4-トリカルボン酸-1,2-無水物 (無水トリメリット酸)	552-30-7
20	フタル酸ジシクロヘキシル	84-61-7
	2,2-ビス(4'-ヒドロキシフェニル) -4-メチルペンタン	6807-17-6
	ベンゾ[k]フルオランテン	207-08-9
	フルオランテン	206-44-0
	フェナントレン	85-01-8
	ピレン	129-00-0
21	1,7,7-トリメチル-3- (フェニルメチレン) ピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オン (3-ベンジリデンカンファー)	15087-24-8
	2-メトキシエチルアセテート、エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	110-49-6
	垂リ酸トリス(直鎖、分岐鎖4-ノニルフェニル) (TNPP) (直鎖、分岐鎖4-ノニルフェノール(4-NP) を0.1w/w%以上含有するもの)	-
	2,3,3,3-テトラフルオロ-2-(ヘプタフルオロプロポキシ) プロピオン酸とその塩、その酸ハロゲン化物 (各異性体およびその混合物を含む)	-
22	4-tert-ブチルフェノール	98-54-4
	フタル酸ジイソヘキシル	71850-09-4
	2-ベンジル-2-ジメチルアミノ-4'-モルホリノブチロフェノン	119313-12-1
	2-メチル-1-(4-メチルチオフェニル)-2-モルホリノプロパン-1-オン	71868-10-5
23	パーフルオロブタンスルホン酸 (PFBS)およびその塩	-
	1-ビニルイミダゾール	1072-63-5
	2-メチルイミダゾール	693-98-1
	4-ヒドロキシ安息香酸ブチル	94-26-8
24	ジブチルビス (2, 4 -ペンタンジオナト) スズ (I V)	22673-19-4
	ビス (2-(2-メトキシエトキシ) エチル) エーテル	143-24-8
	ジオクチルスズジラウレートスタンナンのジオクチル誘導体、ビス (ココ アシルオキシ) 誘導体	-
	他のスタンナンのジオクチル誘導体、ビス (脂肪酸アシルオキシ) 誘導体 (C12が脂肪酸アシルオキシ部位の主要な炭素数である) 。	-
25	2-(4-tert-ブチルベンジル) プロピオンアルデヒドおよびその各立体異性体	-
	ホウ酸のナトリウム塩	13840-56-7
	2,2-ビス(プロモメチル) プロパン-1,3-ジオール (BMP)	3296-90-0
	2,2-ジメチルプロパン-1-オール、トリプロモ誘導体3-プロモ-2,2-ビス(プロモメチル) -1-プロパノール (TBNPA)	36483-57-5
	2,3-ジプロモ-1-プロパノール (2,3-DBPA)	1522-92-5
	グルタール	96-13-9
	中鎖塩素化パラフィン(MCCP)[炭素鎖がC14からC17の範囲にある直鎖クロロアルカンが80%以上含まれるUVCB物質]	111-30-8
	フェノールのアルキル化物 (主にパラ位) (オリゴマー化したものからC12リッチの分岐鎖または直鎖アルキル鎖を有する) 。	-
	個々の異性体および混合物、それらの組み合わせを含む。(PDDP ; p-dodecylphenol, p-ドデシルフェノール)	-
	1,4-ジオキサン	123-91-1
26	4,4'-(1-メチルプロピリデン) ビスフェノール (ビスフェノールB)	77-40-7
	6,6'-ジ-tert-ブチル-2,2'-メチレンジ-p-クレゾール(DBMC)	119-47-1
	トリス(2-メトキシエトキシ)ビニルシラン	1067-53-4
	(±)-1,7,7-トリメチル-3-[(4-メチルフェニル)メチレン]ピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オン の個々の異性体および／ またはそれらの組み合わせのいずれかを含む (4-MBC)	-
	S-(トリシクロ[5.2.1.0'2,6]デカ-3-エン-8(or 9)-イル) O-(イソプロピルor イソブチルor 2-エチルヘキシル) O	255881-94-8
	-(イソプロピルor イソブチルor 2-エチルヘキシル)ホスホロジチオエート	-
27	N-(ヒドロキシメチル) アクリルアミド	924-42-5

■ MDR対象物質

No.	化学物質名	CAS No
1	EUにおける医療機器に関する規則（MDR; Medical Device Regulation）のAnnex I 10.4 化学物質のセクションで、使用が制限されている物質。 → CLP 規則（(EC)1272/2008 2008）ANNEX VI part 3 のCMR Category 1Aと1B 物質、 → REACH 規則（(EC)1907/2006 2006）第59 条でヒトに対する内分泌かく乱に基づき認可対象候補物質リストに収載されるもの → 殺生物性製品規則（BPRBPR）第5 条(3) の最初のサブパラグラフに従って欧州委員会が承認する委任法令によるもの。	—

「使用禁止物質」不使用保証書

社印

・ナカニシ品番

☐RoHS指令 2011/65/EU、EU/2015/863（対応している方にチェック）

社 名 :
住 所 :
所 属 :
役 職 :
氏 名 :
T E L :
F A X :

当社がナカニシに納入するすべての物品に関して、ナカニシグリーン調達ガイドラインで定める下記使用禁止物質が、適用除外での使用を除き、含まれない、または閾値以下であることを保証します。

■ EU RoHS指令物質一覧

No	化 学 物 質 名	Chemical substances	CAS No	含有濃度の閾値[Threshold level]
1	カドミウム及びその化合物	Cadmium and its compounds	-	100ppm以下（100ppm or less）
2	鉛およびその化合物	Lead and its compounds	-	1000ppm以下（1000ppm or less）
3	水銀及びその化合物	Mercury and its compounds	-	1000ppm以下（1000ppm or less）
4	六価クロム化合物	Hexavalent chromium compounds	-	1000ppm以下（1000ppm or less）
5	ポリ臭化ビフェニール類（PBB類）	Polybrominated biphenyls (PBBs)	-	1000ppm以下（1000ppm or less）
6	ポリ臭化ジフェニールエーテル類（PBDE類）	Polybrominated diphenyl ethers (PBDEs)	-	1000ppm以下（1000ppm or less）
7	フタル酸-2-エチルヘキシル(DEHP)	Bis (2-ethylhexyl) phthalate	117-81-7	1000ppm以下（1000ppm or less） ※電気・電子機器以外を除く
8	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	Butyl benzyl phthalate	85-68-7	1000ppm以下（1000ppm or less） ※電気・電子機器以外を除く
9	フタル酸ジブチル(DBP)	Dibutyl phthalate	84-74-2	1000ppm以下（1000ppm or less） ※電気・電子機器以外を除く
10	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	Diisobutyl phthalate	84-69-5	1000ppm以下（1000ppm or less） ※電気・電子機器以外を除く

■RoHS適用除外について

RoHS指令では、技術的に代替が不可能な使用用途について、禁止物質の含有を許容する「適用除外用途」が定められています。改正RoHS指令（2011/65/EU：RoHS2）では、AnnexⅢおよびAnnexⅣの2種類のリストがあります。最新版リストを確認の上、許容値以上の禁止物質の含有がないことを厳守ください。

■ REACH規則 制限対象物質一覧

11	REACH規則 附属書XⅦ 対象化学物質	REACH Regulation Annex XⅦ Applicable chemical substances	-	制限の条件に合致しない場合には使用禁止 Prohibition if the restriction conditions are not met
----	----------------------	--	---	--

■REACH規則 附属書XⅦについて

REACH規則第67条より、附属書XⅦに制限が規定されている物質そのものの調剤又は成形品に含まれている物質については、制限の条件に合致しない場合には製造、上市又は使用はできません。

■ 米国TSCA（有害物質規制法）物質一覧

12	リン酸トリス（イソプロピル）フェニル（PIP/PIP(3:1)）	Phenol,Isopropylated Phosphate (3:1) (PIP 3:1)	68937-41-7	使用禁止（Prohibition of use）
13	DecaBDE-デカブロモジフェニールエーテル（DBDE）	Decabromodiphenyl (DBDE)	1163-19-5	使用禁止（Prohibition of use）
14	ヘキサクロロブタジエン（HCBD）	Hexachlorobutadiene (HCBD)	87-68-3	使用禁止（Prohibition of use）
15	ペンタクロロチオフェノール（PCTP）	Pentachlorothiophenol (PCTP)	133-49-3	10000ppm以下（10000ppm or less）
16	2,4,6-トリス（tert-ブチル）フェノール（TTBP）	2,4,6-tris(tert-butyl)phenol (TTBP)	732-26-3	3000ppm以下（3000ppm or less）

■米国TSCA適用除外について

米国TSCAでは、PBT物質および当該物質を含有する製品／成形品の製造、輸入、加工及び商業的流通に関する活動を許容する「適用除外」が定められています。TSCA（有害物質規制法）第6条に基づく特定化学物質および混合物の規制を確認の上、禁止事項の対象外に該当されることを確認を厳守ください。

■ 株式会社ナカニシ 使用禁止物質一覧

17	アスベスト類	Asbestos	-	意図的な使用禁止 Intentional use is prohibited
18	有機錫化合物：トリブチル錫類(TBT) トリフェニル錫類(TPT)	Tributyl Tin (TBT) and Triphenyl Tin (TPT)	-	意図的な使用禁止かつ、スズとして1000ppm以下 Intentional use is prohibited, however, 1000ppm or less as tin
19	ジブチルスズ化合物(DBT類) ジオクチルスズ化合物(DOT類)	Dibutyltin (DBT) compounds Diocytlin (DOT) compounds	-	スズとして1000ppm以下 1000ppm or less as tin
20	有機錫化合物：酸化トリブチル錫類(TBTO)	Bis(tributyltin)oxide (TBTO)	56-35-9	意図的な使用禁止 Intentional use is prohibited
21	デカーBDE	Deca-BDE	1163-19-5	意図的な使用禁止 Intentional use is prohibited
22	ポリ塩化ビフェニール(PCB類)	Polychlorinated Biphenyls (PCBs)	-	意図的な使用禁止 Intentional use is prohibited
23	ポリ塩化ターフェニール類(PCT類)	Polychlorinated Terphenyls(PCTs)	61788-33-8	意図的な使用禁止かつ、50ppm以下 Intentional use is prohibited, however,50ppm or less as tin
24	ポリ塩化ナフタレン類（塩素数が2以上）	Polychlorinated naphthalenes (more than 2 chlorine atoms)	-	意図的な使用禁止 Intentional use is prohibited
25	短鎖型塩化パラフィン	Alkanes, C10-13, chloro	-	意図的な使用禁止かつ、1000ppm以下 Intentional use is prohibited, however,1000ppm or less as tin
26	特定アミンを生成するアゾ染料・顔料	Azocolourants and azodyes which form certain aromatic amines	-	意図的な使用禁止かつ、30ppm以下 Intentional use is prohibited, however,30ppm or less as tin
27	オゾン層破壊物質（HCFCを除く）	Ozone Depleting Substances	-	意図的な使用禁止 Intentional use is prohibited
28	PFOS（パーフルオロオクタン sulfonate）	Perfluorooctane sulfonates	-	意図的な使用禁止かつ、1000ppm以下 Intentional use is prohibited, however,1000ppm or less as tin
29	PFOA（ヘルフルオロオクタン酸）	Perfluorooctanoic acid	-	意図的な使用禁止かつ、PFOA及びその塩として0.025ppm以下 PFOA関連物質の合計濃度1ppm以下 Intentional prohibition and 0.025ppm or less as PFOA and its salt Total concentration of PFOA-related substances 1 ppm or less
30	フッ素系温室効果ガス（HFC、PFC、SF6）	Fluorinated greenhouse gases (PFC, SF6, HFC)	-	意図的な使用禁止 Intentional use is prohibited
31	HCB（ヘキサクロロベンゼン）	Hexachlorobenzene	-	意図的な使用禁止 Intentional use is prohibited
32	放射性物質	Radioactive substances	-	意図的な使用禁止 Intentional use is prohibited
33	特定ベンゾトリアゾール （第一種特定化学物質）	Specified benzotriazole	3846-71-7	意図的な使用禁止 Intentional use is prohibited
34	ジメチルフマレート(DMF)	Dimethyl fumarate	624-49-7	意図的な使用禁止かつ、0.1ppm以下 Intentional use is prohibited, however,0.1ppm or less as tin
35	ホルムアルデヒド	Formaldehyde	50-00-0	意図的な使用禁止かつ、75ppm以下 Intentional use is prohibited, however,75ppm or less as tin
36	C9-C14のペルフルオロカルボン酸とその塩およびC9-C14 PFCA 関連物質（PFCA）	Perfluorocarboxylic acids containing 9 to 14 carbon atoms in the chain (C9-C14 PFCA),their salts and C9-C14 PFCA-related substances(PFCA)	-	意図的な使用禁止かつ、PFCA及びその塩として0.025ppm以下 PFCA関連物質の合計濃度0.26ppm以下 Intentional prohibition and 0.025 ppm or less as PFCA and its salt Total concentration of PFCA-related substances 0.26ppm or less

コメント

株式会社ナカニシ確認欄

判定	RoHSa RoHSb RoHSc	確認	
		検 認	確 認
	chemSHERPA情報	有 ・ 無	